

名古屋市農業委員会 令和4年第5回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年5月25日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後4時4分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 事務局職員の紹介

(3) 議案審議

第32号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第33号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第34号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第36号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取に
ついて

第37号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第38号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付け
に関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認について

第39号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第40号議案 令和5年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

令和4年第5回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員		
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
		6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
		1 2 番	岩 田 公 雄 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員		
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員		
		2 6 番	竹 川 孝 司 委員
		2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 4 年第 5 回総会（令和 4 年 5 月 25 日）

開会（午後 2 時 00 分）

議長（会長）	ただいまより、令和 4 年第 5 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 ございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 32 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 40 号議案「令和 5 年度名古屋市農業施策等に関する意見書について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 また、本日は総会後に全員協議会を予定しています。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、二村利久委員及び横井庸一郎委員の両委員をお願いいたします。 それでは、本日の議事に移りたいと思います。 まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下
--------	--

さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 32 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

はじめに、同一の譲受人の案件を審議いたします。受付番号 3-1 と 4-3 について、中川農政課長及び港農政課長、お願いいたします。

まず、受付番号 3-1 について、中川農政課長、よろしく願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 10 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が営農規模縮小のため本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地を取得することを希望しています。

申請地である中川区水里四丁目の 1 筆の畑は、令和元年に遊休農地認定を受けた農地ではありますが、調査時は耕起され、耕作準備中の状態となっておりました。

本件の譲受人は、名古屋市内では新規就農となるため、面談を中川区のほうで行いましたのでその結果をご報告します。

譲受人は現在 49 歳の会社経営者で三重県伊賀市内において

農地を取得し、2 年ほど前から、約 1.6 ヘクタールの田と、約 5 アールの畑の管理を行っております。

そこで学んだ楽しさを、自身のなじみの深い名古屋においても体感したいということで今回市内の農地の取得を考えました。なお、住所は伊賀市となっておりますが、妻の実家が春日井市に、また、ご自身が経営する会社が港区知多のほうにあることから、居住地は主に名古屋近辺ということで、今回取得を希望されている中川区・港区の農地についても農地管理は十分可能だとのことでした。

面談の結果は以上でございます。

港農政課長

続きまして、受付番号 4-3 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5 月 10 日及び 17 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、本市で新規就農される譲受人に、農地を譲渡するために許可申請されたものです。

申請地の港区小川二丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況で、良好に管理されていまして。

なお、譲受人の伊賀市で経営している農地は、港区が代表して現地確認を行ったところ、良好に肥培管理されていることを確認しております。また、伊賀市農業委員会からの聞き取り及び中川区における申請地での面談結果から、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、受付番号 3-1、4-3 の 2 件の申請につき許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。この案件につきまして、面談をし

安井（勝）
委員

た委員が、今ここに4人、伊賀に現地調査に行った委員が2名おられますので、安井さん申し訳ないですが少しちょっと。

この方が、面積のところを見ていただくとわかりますように、1町7反をいきなり取得されているということなんです。それでその方が名古屋市内の2か所に農地を今回取得をしたいということでしたので、現地へ私や会長、港の事務局の方と現場へ行ってきました。伊賀市の壬生野インターの近くだったんですけど、農地は広い集団の農場みたいになっていまして、ちょうど碁盤の目に切ったようなかたちで、ここに1筆、ここに1筆というふうに区切られておりまして、現地の状況は田植えをやったばかりの圃場が10何筆ですかね、ほとんど農地で畑は少なかったですね。畑は家庭菜園のたぐいで、黒いビニールシート、マルチが張ってあって、ナスだとかネギだとか、ジャガイモ、サツマイモとかが植えてありまして、通常の一般の家庭の我々が作るような家庭菜園のたぐいの作り方で、特におかしい作り方とか雑な作り方はなかったです。農地のほうも、田んぼのほうも整然と碁盤の目のように並んでる中の、こちらの一角、こちらの一角、場所は離れてはいますけど、きれいに田植えを整然と作られておりました。

伊賀市の農業委員会の事務局の次長さんとお話を午前中させていただいたんですけども、この方が令和2年の4月に伊賀市の募集しております空き家バンクという制度がございまして、中古住宅と農地を合わせて取得できますと。農地のほうは1平方メートルから購入ができますよ。ただし農業委員会の審査を通らないとダメですよと。こういうことでこれに応募されてきたと、令和2年4月に。しかも面積が畑と合わせて約17,000平米ほどなんですね。伊賀市の農業委員会としても、愛知県の春日井市に住んでいる方が、いきなり取得をされて大丈夫ですかという懸念はやっぱり示されたそうです。それでその時に当地の伊賀市の推進委員の方がどういう結びつきで議

受人とあれされたかわかりませんが、この方の面倒見ますと、後見人になりますというようなことを言われたみたいですね。そこで農業委員会としては、きちっと面倒を見てくれるというのであれば、許可しますと、こういうような経緯だったようです。

あとで、当日現場に行ったとき、会長と3人で現場を回っている時に、近所の人がお見えになりまして、お話をされたんですけど、このあたりの農地はもともと、前の地主さんが持ってみえる農地がありまして、当然その方から買ったわけですけど、その方が田んぼを耕してくれる委託をしている方がみえるみたいですが、元々の地主さんが委託してみえた方がみえて、農地を耕してもらう。ただ、2年前に譲受人が農地を買われたんですけど、譲受人が買われた農地を、その方たちが耕して管理をしてるというような、どうもお話を聞いてみると、そんな感じなんですよね。だから本人がどこまで汗水たらして何反耕してみえるかわかりませんが、全部任せるってわけにはいかないの、そのうちの水質の田んぼとか、畑を自分で身内とか家族の方がやってみえるみたいですが、そんなような状況で、ですから田んぼは非常にきれいに田植えができてますし、整然と水も管理されてて、決して草がボーボーに生えてるとか、荒れ地になってるとかいうようなところは1か所もございませんでした。以上が現場を見た感覚です。

議長（会長）

ありがとうございました。名指ししますが竹川委員、面接してますから。

竹川委員

中川区水里の現場で譲受人に、皆さんで面接をしたということで、譲受人自身は非常に熱心に農業をやるんだという意思を持たれているというところは、わかったんですけども、私、この案件につきましては反対ではないんですけども、なんかひとつ気持ちよく賛成というわけでもないんで、理由として

は、なぜ港区の土地をわざわざ新規購入するのかという、港区特有の条件というのもありまして、なかなか動機がわからなかったっていうのがございます。本当に農業をやりたいんだったら、例えば農地バンクで借りていただいて、もうちょっと3年間ぐらい様子を見させていただきたいなというのが、私の本音というところでございます。

議長（会長）

ありがとうございます。それと中川の委員いらっしゃいますか。安井委員さん、よろしく願いいたします。

安井（正）
委員

この人は新規就農と同じでしょう。本当に素人なんです、考えてみたら。そこんところをよく考えてもらって、今言われたように、何でこっちで農地をわざわざ買う必要があるのか。農業、畑をやるのが楽しくなったからとかって、そんな動機で、わざわざ買わなくても、今言われたみたいに、農地バンクで借りる土地はいくらでもあるもんだから、そういうのをちょっと様子を見てから、本当にやれる人なら許可してもいいかなと思うんですけど、単なる農家資格があるからといって、異議なしで通すような案件ではないように思います。

たったの30分の面談でその人の人柄なんかわかるわけがない。そうしたら農業資格とか農家資格があって、そういうことだったら、現場だけ見るだけで本人と会わなくたっていいんだ、話なんかしなくたっていいんだ、無駄なんだ。だからそういうところも、わざわざ買わなくても借りればいいんじゃないですかとは聞いたんだけどね。でも向こうは買いたいって。これは本当に農業委員会が許していいものか。名古屋の制度というか資格の制度というか、そういうところを見直しをしてほしいなと思います。やはり県外の人が持つというのは、我々地元の農家としてはあまり好ましくない。いろんな地元でやる人の、何て言うんだろ、田んぼを管理するのに、年に3回ぐらい町美化運動で田んぼの中のごみを拾ったり、そういうことを農

家の方がするんですけど、そういうことにも参加してくれるかどうか。いろんなことを考えるとやはりある程度の猶予期間を経て許可を出したほうがいいんじゃないかなと思います。畑をやったことがない人が、ちょっと甘く見てるような感じしますよ。港に事業所があるからといって、この畑だいたい3キロ以上離れてるのかな？水里と港のほうとしても。そこをこの先きれいに面倒見れるかという、よくわからない。本当に議論してほしい。

議長（会長） よろしいですか。

議長（会長） では、事務局の意見聞いてみましようか。手続き的にはそれがそのままいって農業委員会が意見表明したら、賛成って言ったらどうなるか、反対って言ったらどうなるか、ちょっと説明してやって。

農政係長 事務局から申し上げます。法律の要件だけまず申し上げますと、農地法の3条の許可申請にあたりまして、要件がいくつかございます。ご自身の持ってらっしゃる農地を含めまして、効率的に農地を営農されていること、耕作されていることですか、営農してる下限面積ですとか、農作業に今後含めて常時従事されているということを確認すること、そういったことが法律の要件でございます。

今ご心配していただいていますように、法律の要件は確かに合致しているということについて、ただし農業の経験が不足しているんじゃないかというご指摘だと思います。その後についてでございますが、今回、農業委員会の審議のうえで賛成となりまして、許可することになりましたら、今後は農業委員会がその後ちゃんと耕作できるかどうかも含めて現地の調査ですとか、そういったことも農業委員会としては見守っていく必要があるのかとは思っています。またこういった総会場で法律の要

件には合致しているんですが、不許可ということになりますと、そういった条件に不利益処分ということになってしまうものですから、不利益処分に対してはこういった要件に合致しないので不許可だということを伝えなければならないものですから、今回につきましてはそういった要件がなかなか見当たらないんじゃないかということで、考えてございます。以上です。

議長（会長）

大事な点が抜けてます。農業委員会がダメだと言ったときに名古屋市は許可するんですか、それをちょっと説明してやって。

委員会が農地法3条の許可申請について、委員会がダメだと言った。にもかかわらず名古屋市が許可することがあるというような間違った理解をしているんで説明してやって。

農政係長

名古屋市農業委員会としましては、独立した行政委員会でございますので、今回のこういった農地法の農地に関する許認可関係はすべて任されているところでございます。ですので農業委員会と名古屋市という別のものではなくて、農業委員会の審議で経たものが結論として出てくるものでございますので、農業委員会がマルで名古屋市がバツというものは決してございません。以上です。

清水委員

この譲受人は1年ぐらい前にも出た案件の人ではないですか。確認だけ。ちょっとうろ覚えですけど。小川かどっかで出て1年ぐらい前に許可を出しとる人ですね。

議長（会長）

港の小川二丁目の土地は去年案件として出てきて、否決しました。現地調査した結果、非常にひどい。水田なんか会長の僕よりも背が高いぐらいの草がボーボーと茂ってるような田んぼばかりでして、畑もくちやくちやっというので、要件を満たさないということをもってして不許可という、その同じ土地

	です。売り主も同じで買い主が代わってる。
清水委員	譲受人の覚えがあったもので、確認だけさせてもらった。
議長（会長）	安井さん、よろしいか。
安井（正）委員	反対ができないというのは、不許可するだけの条件が整っていないから許可を出すということですね。名古屋市としても、農業委員会としても。不許可する条件が見当たらないから、それが見当たらないから許可をするという。
横井（庸）委員	いろんなご意見が出て、実際にご本人に会われた方、現地に行かれた方、それぞれに印象が若干異なっているのかなというふうに思いますけれども、他の農業委員さん方、私も含めてちょっと背景がまだ十分に理解できない部分が非常に多いと思うんです。この譲受人、49 歳で会社経営者というふうにおっしゃって、奥さんの実家が春日井ですか？この近辺に住んでるから名古屋市での畑の耕作は対応が可能だというお話だったのですが、実際に譲受人自ら耕作をするという意味を示されたんでしょうか。譲受人は本当に通常はどのあたりに住んでらっしゃるのかというのがよくわからない。そういったことも含めて、きちっと背景を確認しないと先ほど事務局が言ったように法的な部分について許可ができないかということになると、要件を満たしておれば許可せざるを得ないというそういうことになろうかと思うんですが、これから中川区、港区が地元の農地の耕作者ということで、何らかの形で畑といえどもお付き合いをしていかなきゃいけないということになると、きちんと整理してから農業委員会として判断を下さないと、正直他の方どう思っていらっしゃるかわかりませんが、私は判断するのに非常に難しいなと。事務局出身ですから要件満たしておれば許可せざるを得ないわねっていうのが大原則だと、会長もそういうふう考えていらっしゃると思うんですが、判断しにくいのか

	なっているように思います。通作距離の関係だとかその他を含めて本当に大丈夫かと。遊休農地を解消するためにそんなきれいごとと言ったって、解消しないんだと。やりたいっていう人がいたらやってもらうのが地元にとってもメリットだという意見もありましょうし、そのあたりのところを、結論にはなっておりませんけれども、やや判断に苦しむなというふうに思います。
議長（会長）	ありがとうございます。中川の課長、この点もうちょっと補充してやって。譲受人が今どこに寝泊まりしててというようなところから。
中川農政課長	譲受人ですが、生まれは愛知県の豊川が出身でございます。就職も一度まずこちらで就職をされたということでございます。それが2年前伊賀で農地を取得された。居住地でございますが、私の説明で妻の実家が春日井市と申しあげましたけれども、春日井市の周辺に家を持っているということと、あと平日会社経営ということで、会社が港区知多にございましてそちらの事業所の1階部分に寝泊まりできるスペースをつくっているということで、主に平日は名古屋に居て、休日、土日、週末とか、そういったときに伊賀に行くというような形で過ごされている現状でございます。
議長（会長）	ありがとうございます。 伊賀市の空き家バンク制度ってどんなもんか、調べてました？説明してやってください。
農政係長	空き家バンク制度について、簡単にご説明いたします。今回、名古屋市ですと下限面積の関係がございまして、20アール以上という農地を取得しないと新規就農できないというのが、例えば名古屋市の下限面積なんです。他市町村で移住者を呼び

込みたいという政策的なひとつではあるんですが、空き家と居住と農地を少ない面積で取得することによって、移住者に来ていただいて農村を活性化させようという政策のひとつということで聞いております。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。

空き家と農地をセットにしといて売買すると。それで空き家に住むということになるから住民票、住所をこっちにもってくっていう、そういう制度ということだよな。

それですから三重県の伊賀市に住所があるということで、普段は南陽町に住んでいると、実質的知多に。それから奥さんがいらっしゃるような春日井市に行ったり来たりと、そういう状態だということですね。それでいいですね。

安井委員の報告で伊賀のほうはきれいに農地は管理されている。畑もそれなりにされてると。譲受人が伊賀のほうに行かれるときには、畑はちゃんと管理してっていると。ちょっとそれじゃいかんというような評価を下せないということですよね。そういうことでございます。事実関係としてはそういうことです。

何か他にご意見はいいですか。

川本委員

さっき事務局のほうから法定要件を伺ったものですが、自分で耕作するののもひとつの要件だという風に聞いたんですが、それもそうなんです。自分で耕作するというのが許可の条件に入ってます。というのは、三重県がいま自分で耕作してないですよな。だから今度のあれも耕作を本当にされるのかどうか、その辺の確認がどうかという気がするんですが。以上です。

農政係長

事務局からお答えいたします。

	農地ですが、ご自身も含めまして世帯員また委託も含めて広く従事、耕作しているということが条件のひとつでございますので、必ずしもご自身又は世帯員のみということはございません。以上です。
議長（会長）	他に何かございますか。
安井（正） 委員	そちらの安井委員が言われたように、向こうの許可は、推進委員の方がなんか後見人とかそういう保証してみえるけど。 こういう場合、もし荒れた場合とか、資材置き場みたいになって農地をうまく管理できなくなった場合の責任を誰がとるのか。責任の所在というのをきちっとしておいてください。名古屋市が責任をもって畑を管理します言うか。
農政係長	事務局から申し上げます。今回審議を経まして、例えば許可ということになりましたら、名古屋市農業委員会全体としての決議でございます。
農政課長	係長から冒頭申し上げましたように、農業委員会というのは名古屋市の機関のひとつでございますので、その中で最終的な決定を下されたということであれば、農業委員会、ひいては名古屋市の責任において決定を下した。そこで後々何か問題になったということであれば、市として農業委員会として指導にあたるというそういった形になってまいりますので、誰々が反対したから、誰々がいいって言ったからと個人的なところに責任がいくということではないと思いますので、そういった意味で、みなさま方の意見とか議論のなかで決を出していただくということになります。以上でございます。
安井（正） 委員	伊賀の場合は、推進委員の方が責任を持つと言われた。それをもって許可をしたということは、もし伊賀のほうの田んぼと

	か畑が変なふうになった場合は個人を責めるわけだね。個人で きるわけだね、その場合は。
安井（勝） 委員	そう質問したんですよ。そうしたら伊賀の事務局の主査と主 幹の方が出られたんですけど、その方たちがおっしゃったの は、推進委員の方がこの人の後継人で太鼓判を押しますと、責 任持ちますと言ったらしいんですよ。この人の面倒見ますと。 どういう因果関係でそこまでその人の肩を持つのかわからな かったですけども、かなりその言葉に押されて許したと、こう いうことを語られてました。
清水委員	いろいろ議論されてるようですが、ちょっとお聞きしたいの は、許可する場合に農業委員全員の賛成が必要ですか、反対者 がいてもいいわけですか。
農政課長	反対の理由を明確にさせていただく必要があります。
議長（会長）	法律上の要件は満たされていますので、反対するのであれば その理由をあげなくちゃいけない。
安井（正） 委員	猶予期間を与えてやれば、いずれうまく畑が管理されている ことを認めたら、そういう条件を無駄かもしれないけど、そん なことはできないというかもしれないけれど、まったく頭ごな しに反対じゃなしに、やれると見こしたら別に伊賀の人でも十 分取得できるように許可を出すという。
清水委員	いま現地をときたま見るんだけど、実際は南陽町ではある方 が取得するときに毎回毎回、その人の畑やなんかを僕たち視察 に行っています。きちっとできてるかどうかな。という状態でや っています。今のところそこはきちっとやってみえます。いろ いろ問題のある人だもんで新しく買われると毎回毎回そこが きちっとやってみえるかどうか回って、許可を今までは出して

おります。現状ね、僕たちの管轄しているところの、現状はそういうふうになってます。ただ今回許可した場合でも農業委員が視察に行ききってできているかどうか、それは農業委員としての義務でもあるもので、確認をしないかんと思うんです。ということも踏まえて考慮してほしいです。そして地元としては、荒れて草ボーボー、いろんな状態でほかとくよりも、ある程度きちっと整備してたほうが、地元としては助かります。地元の農業委員も。実際うちのほうでも豊田の山奥の人が買われて、何年か牧草してやるっていう状態だったんだけど、当初は雑木林があって森になってました。それを全部伐採してきちっと根っこをとってされています。という状態だもんで地元としてはある程度やってまって遊休農地でほかとくよりも助かる面もあるんですね。いま話でいうところも遊休農地みたいな状態になってるみたいだもんで、地元の農業委員としては少しでも解消できるほうがいいわけです。そういうところを加味して賛否をお願いしたいと思います。

二村委員

こういう案件って初めてですね。僕が農業委員になって、議題でっていうのは初めてだと思うんですけど、これからこういうことが非常に多くなるっていう可能性はありますよね。本来ここにいらっしゃる農業委員の方、推進委員の方たちはみんな農家の跡取りさんという立場の人ばかりですよ。ただこれからはそんなわけにはいかないって。特に年寄りの中では余計ですよ。だからこういう場合に、賛成したらいいのか、反対したらいいのかって、採決をとるっていうことの難しさってのは、大丈夫でしょうかね。もっと根本的なところにもものすごくいろんな問題があると思うんですけど、たまたまこの譲受人が、どんな方かよくわからないですけど、49歳ならまだ若い方ですよ。こういう人たちがたくさん現れて、特に名古屋の場合は都市農業っていうものを守っていただけてることになればいいんですけど、ちょっと我々が望むような形にいくのかどうか、この人たちは農業のことご存じなのかなっ

て。譲受人は豊川出身っておっしゃいましたね。豊川の農家の方なんですかね。っていうようなことやなんかは、よくわからずに、ここで決めなきゃいけないのっていうことに非常に疑問を持ったから、発言させていただきました。

横井（庸）
委員

法律要件等で落とすだけの理由がない。だけど実態として皆さん方非常に危惧を持ってらっしゃる。本当にやっていけるのかということです。こういう場でこれだけの議論をしたというのは、なかなかそうはないので、かつてはあったかもしれませんが、ひとつの事例として、あくまでも参考として発言させていただきたいのですが、非常に疑わしい本当にやってくれるかというような案件が過去にもありました。一応許可しようかと、その代わり第2、第3、次にその人がさらに農地を取得したいということを申し出た場合には、その現状を鑑みたうえで、その後許可をするのかどうかってことを判断していこうかと。ひとつの逃げなんですけどもね。そういった事例もございました。今後、きちんと農業委員会としての態度を決めていかないと最悪の場合、いろいろなところで争いになったときに、農業委員会が受けてたって大丈夫かということも念頭にいれておかなければいけない。

議長（会長）

ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の方、意見はありますか。

若松委員

ちょっとその前にひとつ確認をしたいんですが。

農地の所有が法律の要件ということですね。住所要件は規定があるのかないのか。この方はいま三重県で住民登録も三重県ですから現住は三重県という判断ですね、法的には。たまたまこの方が港区に住んでいるとか、春日井に行ったりしてるっていうのは、法的に要件を満たしていませんよね。あくまでも三重県からですから当然、名古屋市とか名古屋市近郊に住民票を移してから、そこに住んでますよと、住所地を明確にしない

	と法的要件満たすのかなというのがね、実際耕作をやるにあたって、いかがでしょうか。
農政係長	事務局からお答えいたします。今現在ですと居住地の要件というのはございませんでして、聞き取り面談によって居住の実態をしっかり把握していただいたうえで、ご審議していただくということでございます。
議長（会長）	住居要件ないということですね。
若松委員	住所要件がなければ、どこでもいいわけですね、どこの方が農地を所有しても。別に沖縄の方が名古屋市に農地を取得する、やりますよと申請出てきても現実にOKということですか、法律的には。わかりました。
山口委員	ひとつ聞きたかったのが、作物を作ったあとはこの人はどうするんですか。売るか、それとも肥培管理がどうやってするのかを聞きたかったんですけど。
中川農政課長	伊賀の畑ですけども、自ら肥培管理されてるということなんですけど、自家消費でということで今現在やっているところです。今回について明確にこれを売るとかそういうようなかたちではうかがっておりませんので、おそらく自家消費ではないのかなということで感じているところでございます。
山口委員	結構な面積ですよ。これが自家消費だけではけるんですかね。そういうところちょっと気になるなと思って。
中川農政課長	この方、会社経営者ということで会社の従業員が全員で 15 名いるということと、あと農業経験はたいしてないんですけども、農業に興味がある友人とかが 5 名ぐらいいるということで、そういった方々も踏まえて自家消費ということで考えてお

ります。

議長（会長）

もう一度これは事務局に聞き取りをしていただいて、本人に。議論して何が不十分なのかを理解されてることでございますので、それについてもう一度調査をして、判断は来月に繰り越したいと思います。

異議はないですか。よろしいでしょうか。

では、異議なしということで、もう一度来月に審議しますので、よろしくお願いいたします。

では、続けて 32 号議案の、受付番号 4-1 及び 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 及び 4-2 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5 月 9 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-1 は、譲渡人が、営農困難なため、隣接地を所有する譲受人に、農地を譲渡するために許可申請されたものです。

申請地の港区畑中二丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

受付番号 4-2 は、譲渡人が、営農困難なため廃業され、隣接地を所有する譲受人に、農地を譲渡するために許可申請されたものです。

	申請地の港区船頭場一丁目の 1 筆は田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。 なお、譲受人の農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 32 号議案のうち 4-1 及び 4-2 について、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 32 号議案のうち 4-1 及び 4-2 については、許可することといたします。 次に、第 33 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号 2-1 の農地について、5 月 10 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-1 は 5 筆とも畑で、円明町の 2 筆は、トウモロコシ、ジャガイモ、ナス等、城町の 1 筆は市民農園で、えんどう、

タマネギ、イチゴ等、平出町の 2 筆はビニールハウスで、ヒマワリ等が作付けされていました。

申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 及び 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1、3-2 の農地につきまして、5 月 6 日と 10 日に、担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-1 の中川区助光二丁目の 2 筆の畑には、トマト、ピーマン、ナスが、三丁目の 2 筆の畑には、タマネギ、ジャガイモ、エンドウが、同 1 筆の畑にはタマネギ、ジャガイモ、ナスが作付けされており、申請者の夫がお亡くなりになるまで主たる従事者として良好に管理されていました。

受付番号 3-2 は、願出者が頸椎軟骨症及び脊柱管狭窄症を患ったことにより農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。なお、病状については医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。

願い出のありました中川区春田四丁目の 2 筆及び東春田三丁目の 1 筆の田については、すべて耕作準備中の状態で、願出者が農作業に従事できなくなるまで主たる従事者として良好に管理されていました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、

	ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 33 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 33 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 34 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-6 までについて、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-1 から 1-6 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、5 月 9 日と 10 日の両日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1、名東区大針二丁目の 3 筆には、一体で、梅やミカンが、勢子坊三丁目の 1 筆には、タマネギやトマト、梅やミカンが、高針三丁目の 2 筆には、一体で、梅や柿のほか、タマネギやナスなどが、それぞれ栽培されていました。 受付番号 1-2、緑区六田二丁目の 1 筆には、ばれいしょやネギなどが、栽培されていました。 受付番号 1-3、天白区天白町大字野並字上新田の 2 筆には、

一体で、タマネギやえんどうなどが栽培され、天白町大字野並字北沢の1筆は、耕作準備中でした。

受付番号1-4、緑区相川三丁目の4筆は、一体で、タマネギなどが、相川三丁目の6筆には、一体で、さつまいもや麦などが、天白区久方三丁目の4筆には、一体で、えだまめなどが、それぞれ栽培されていました。

受付番号1-5、緑区桶狭間南の4筆には、一体で、ブドウやナシが、受付番号1-6、南区赤坪町の1筆には、タマネギやそらめめ、ばれいしょなどが、それぞれ栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号2-1から2-3について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号2-1から2-3について、5月9日と10日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号2-1は、畑で、サクランボ、ナス、トウモロコシ等が作付けされていました。

受付番号2-2は、畑で、トマト、えんどう、ナス等が作付けされていました。

受付番号2-3は、4筆とも畑で、3筆はビニールハウス内で、きんぎょ草、トルコききょう、カンパニュラ等が、1筆はレタ

	ス、ネギ等が作付けされていきました。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 から 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 から 3-3 の農地につきまして、5 月 6 日と 10 日に、担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 の中川区江松西町の 1 筆の田は、耕作準備中、江松二丁目の 3 筆の畑には、ジャガイモ、サツマイモ、タマネギなどが作付けされており、良好に管理されていきました。 受付番号 3-2 の中川区前田西町二丁目の 1 筆、三丁目の 2 筆、大当郎一丁目の 4 筆の畑には、枝豆が、大当郎一丁目の 2 筆の畑には、キャベツ、タマネギが、同二丁目の 2 筆の畑には、オクラ、ナス、カボチャなどが作付けされており、良好に管理されていきました。 受付番号 3-3 の中川区東春田二丁目の 1 筆の田は、耕作準備中の状態で、良好に管理されていきました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 から 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-1 から 4-4 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5 月 9 日と 10 日に調査した結果を報告します。

	受付番号 4-1 の 5 筆の内 3 筆、4-2 の 4 筆、4-3 の 2 筆の内 1 筆及び、4-4 の 6 筆の内 5 筆の申請地につきましては、田として、4-1 の 5 筆の内 2 筆、4-3 の 2 筆の内 1 筆及び、4-4 の 6 筆の内 1 筆の申請地につきましては、畑としてサツマイモなどが作付けされ良好に管理されておりました。 以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。 調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 34 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 34 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 35 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-1 及び 1-2 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、5 月 9 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1 願い出の、緑区桶狭間西始め 17 筆は、昨年亡くなられた所有者の妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請の桶狭間西の 1 筆には、ミカンが、同 1 筆にはキウイフルーツが、桶狭間巻山の 1 筆には、ミカンが、同 11 筆には、一体で、ばれいしょ、タマネギが、武路町の 1 筆には、ミカン、タラノ木が、同 1 筆には、ミカンが、同 1 筆には、梅が、それぞれ栽培され、良好に管理されていました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。

次に、受付番号 1-2 願い出の、緑区桶狭間巻山始め 4 筆は、受付番号 1-1 と同じく、亡くなられた所有者の長男が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請の 4 筆は、一体で、ミカン、そらまめ、ナスなどが栽培され、良好に管理されていました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、これら 2 件につきまして、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 35 号議案の案件について

委員	は、証明してよろしいか、お諮りいたします。 異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 35 号議案の案件は証明いたします。 次に、第36号議案「生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取」について審議を行います。 はじめに、生産緑地地区の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。 生産緑地の指定にあたっては主に3つの場合があります。 一つ目として、農地が既存の生産緑地に隣接し、一団を拡張し、指定する場合。 二つ目として、拠点市街地及び駅そば市街地の区域外において300平米以上の一団の農地を新たに生産緑地として指定する場合。 なお、拠点市街地及び駅そば市街地の区域とは、鉄道駅等から800メートル、基幹バス路線等から500メートルと名古屋市都市計画マスタープラン2030で定義されております。 三つ目として、前述した拠点市街地及び駅そば市街地の区域内において防災協力農地に登録された300平米以上の一団の農地を新たに生産緑地と指定する場合。 次に審議のポイントについてです。本議案は、生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区の指定について申出があった土地が、農地等に該当しているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。 審議では、それぞれの土地について、すでに作付け等の実績

があり、良好に管理された農地等に該当しているかどうかを判断することとなります。

配付資料①として、現地の写真をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-4 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-1 から 1-4 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で 5 月 9 日と 10 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1 の緑区大高町字東古根の 1 筆 は、キウイフルーツのほか、ばれいしょやタマネギなどが栽培され、良好に管理されています。既存の 259 団地と隣接しています。

受付番号 1-2 の緑区桶狭間の 1 筆は、現在の 147 団地と 526 団地の双方に接し、双方を繋ぐような位置にあります。もともと、これら 2 つの団地とともに一団の生産緑地として管理されていましたが、平成 27 年に、この筆だけ、生産緑地解除の手続きがされ、2 つの団地となりました。しかし、その後も転用されることなく、従前と同じように、これらの団地と一体として管理されており、今後も同様に管理される予定ということで、今般、再度、生産緑地の指定の申請がなされたものです。農作業用通路として使用されているほか、梅やアボカドなどが栽培され、管理されています。

受付番号 1-3 の天白区植田東二丁目の 2 筆は、一体でネギなどが栽培され、良好に管理されています。既存の 411 団地と隣接しています。

受付番号 1-4 の天白区野並三丁目の 1 筆は、ミカン、トマトや大根などが栽培され、良好に管理されています。既存の 580

	団地と隣接し、防災協力農地にも登録されています。 以上 4 件につきまして、今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-1 の農地について、5 月 9 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-1 は畑で、柿、桃等が作付けされていました。 現在、畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 について、5 月 9 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。 受付番号 3-1 の中川区中島新町四丁目の 1 筆の畑は、イチゴ、タマネギ、ジャガイモなどが作付けされており、良好に管理されておりました。 今後とも生産緑地として十分な管理が見込まれると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員 議長（会長）	特にないようです。 それでは、第 36 号議案について、農地等に該当すると回答してよろしいか、お諮りします。 異議なし。 ご異議なしと認め、第 36 号議案について、農地等に該当すると名古屋市長あて回答します。 次に、第37号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」について審議を行います。 それでは、特定生産緑地の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。 はじめに特定生産緑地の指定についてです。生産緑地が適正に管理されていくことによって、その指定から30年経過後においても、良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものは、特定生産緑地として指定することができます。指定の期間は10年となります。 次に審議のポイントについてです。本議案は、特定生産緑地の指定について申し出があった土地が、農地等として適正に管理されているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。 したがって、審議では、それぞれの生産緑地について、作付け等の実績があり、良好に管理されているかどうかを判断することとなります。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。東部・緑地区について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長	東部・緑地区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。 議案資料 13 ページに瑞穂区分について、14 ページに南区分について、15、16 ページに緑区分について、17 ページに名東区分について、18、19 ページに天白区分について、お示ししています。 それぞれの案件の「利用状況」欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、西部・守山地区について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	西部・守山地区で特定生産緑地の申し出のあった農地について、担当委員さんと事務局とで調査した結果を報告します。 北区については、議案の 20 ページ、西区については、21 ページ、中村区については、22 ページ、守山区については、23 ページに表記しております。 それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でありました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川地区について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長	中川地区における、担当委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。資料は 24 ページから 25 ページまででございます。 それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、港地区について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	港区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告いたします。 港区における申出地については、26 ページに記載がありそれぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でありました。 今後とも特定生産緑地として保全が見込まれるので、特に問題はないと考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 37 号議案について、お諮りします。すべての案件について、農地等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 37 号議案は、すべての案件について農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。

次に、第 38 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。

この議案の概要及び審議のポイントについて簡単に説明いたします。

まず、都市農地貸借法における「都市農地」は生産緑地を指します。

そして、今回の案件である「特定都市農地貸付け」とは、生産緑地所有者から第 3 者である企業等が生産緑地を借りて、その第 3 者が、区画貸しの市民農園を開設するというものです。

お手元の配付資料②「特定都市農地貸付け」をご覧ください。

特定都市農地貸付けにおいてはまず、Step1 のとおり名古屋市、生産緑地所有者、開設者の三者で貸付協定を締結します。

次に Step2 のとおり、開設者が農業委員会あてに特定都市農地貸付けの承認申請をし、農業委員会にて審議を行い、承認を行います。

承認後、Step3 のとおり貸付規程に基づき開設者は利用者へ区画貸しを行います。

審議のポイントとしましては、通常の特定農地貸付けと同様となります。配付資料③をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、当該市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。
東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

本件につきまして、担当委員さんと事務局職員で、5月9日に、申請者との面談及び現地調査した結果を報告します。

本件は、農園開設者が、市民農園開設を希望され、所有者と名古屋市との間で合意に至ったため、申請がなされたものです。

対象農地は、所在が緑区大清水三丁目の1筆、現況地目は畑、面積は768平方メートルです。現在は、ミカンや柿などが栽培され、畑として管理されています。

配付資料③をご覧ください。

初めに、1号の位置及び規模についてですが、申請地周辺は住宅街で、隣接農地もないことから、適切な位置であり、また、規模も、区画数は32区画を予定しており、他の市民農園と比較して、妥当なものと思われます。

次に、2号の募集及び選考の方法ですが、貸付規程によりますと、チラシやWEBにより、一般公募で、先着順に受け付けると定められており、公平かつ適正なものと認められます。

次に、3号の貸付期間その他の条件などにつきましては、貸付規程において、貸付期間を1年間とするなどの利用条件が定められており、どの利用者も同一条件であり、適正なものと認められます。

また、開設者は管理人を設置し、利用者への栽培指導などを行うこととしており、利用者による農地の適切な利用が確保できます。

最後に、4号ですが、申請地には、小作権など所有権以外の権原に基づいて耕作するものがないことを確認しております。

なお、補足になりますが、今回の農園開設者は、全国で115か所、名古屋市内でも14か所の市民農園の運営実績があり、備え付け農具や肥料の完備、週に2～3回来園する管理人による栽培指導など、充実した管理・運営ができるものと判断しております。

また、日常の管理につきましても、市民農園の見回りであるとか、除草やごみの除去などを行うことによって、適切な管理を行うものと考えております。

以上のことから、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第38号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第38号議案の案件は承認することといたします。

次に、第39号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項

の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料④をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、38 ページの農用地利用集積計画案の第 4 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 4 年度第 4 号の農地利用集積計画につきまして、5 月 9 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西蟹田の 1 筆は畑で、面積は 356 平米です。農地の現状は、耕作準備中の状況でした。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

それではここで、第 39 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。37 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 39 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

異議なし。

ご異議なしと認め、第 39 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 40 号議案、令和 5 年度名古屋市農業施策等に関する意見書について審議を行います。

意見書につきましては、各委員さんより追加意見をいただき、拡大運営委員会を開催して、議論してまいりました。

皆様のご協力、ありがとうございました。

まず、一度通しで読み上げたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

委員
議長（会長）

事務局	【意見書 読み上げ】
議長（会長）	ありがとうございました。 それでは、主な変更点を申し上げます。 まず、「4 人材育成について」の②について、市内農業公園での市民講座や研修の開催を要望する内容を追加しました。 次に、「5 地産地消の推進について」の②について、学校給食への市内農産物の活用をより具体的な表現で要望するよう修正いたしました。 その他、文言等を整理しました。 この意見書につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
議長（会長）	特にないようです。それでは、第 40 号議案については、案のとおりとしてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ありがとうございます。異議なしとして、第 40 号議案は承認されました。 この意見書につきましては、名古屋市を始め、愛知県、東海農政局、一般社団法人愛知県農業会議へ提出する予定をしております。 意見の提出にあたりましては、私と運営委員会のメンバーである職務代理の 2 名、近藤会計の 4 名で提出させていただく

農政課長

予定としております。

本日予定しました議案は以上でございます。
続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

それでは、令和4年4月1日から令和4年5月2日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから6ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が13件

続いて、7ページから13ページにかけまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が21件

続いて、14ページから45ページにかけまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが90件

続いて、46ページから48ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが7件

続いて、49ページから52ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが9件

続いて、53ページから56ページにかけまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が12件

続いて、57ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が1件

続いて、58 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

続いて、59 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、60 ページですが、農地改良届が 1 件

続いて、61 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 3 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、事務局から先ほどの 32 号議案の 3-1 及び 4-3 について、来月回しにしましたが、それについて少し整理したいことがあるのでマイクを渡します。よろしくお願いします。

農政課長

先ほど 32 号議案でご議論いただきました件につきまして、来月に審議継続ということで、決定いただいたところでございます。不明瞭な点があるということで本日決定が難しいということでございますので、その不明瞭な点がどの部分であったかというのを改めて皆様方でご確認いただいたうえで来月にまた議論をしていきたいと思っております。

まず前提といたしまして、もし不許可になった場合の事務のフローを簡単にご説明させていただきます。まず不許可ということになりますと、不許可通知を申請者に出すことになって、その中には不服申し立てについての教示というんですけども、不服がある場合には不服申し立てができますよということを示明しなければいけないことになっていて、そこで疑問があれば申請者の方は不服申し立てをすることになります。相手先

は愛知県になります。愛知県で申し立ての内容を見て、そこで不許可についての合理的な理由があると決断されれば、棄却という話になりますし、そこで不許可の理由がどうなのかということになると、不許可自体は無効になってしまうということになりますので、不許可の理由っていうのがどこまで法に照らして合理的なのかといったところが、ひとつのポイントになってこようかと思います。

そこで本日いろいろとご心配な点等、いくつかあったかと思うんですけども、許可をするにあたってのポイントを改めて確認させていただきますと、農地法の第3条第2項に照らしまして、いくつか要件がございます。その中でまずひとつ、今回議論いただいた内容を聞いておりますと、今回申請者の方が本当に技術力であるとか労働力、機材等が確保されているのかといったところが、まず確認しないといけない項目なのかなと。そういった全部効率利用要件ですが、こういったものが満たされている必要が許可をするには必要だということで、機材とか労働力、技術が本当にあるのかどうかというのを改めて確認をしていく必要があるのかなと思いました。

もう1点、これも農地法第3条第2項第4号にかかる部分なんですけど、常時従事をしていただく必要があるというものがございまして。この部分についても居住地のところでご心配されているところだったのかなと思うんですけども、途中で係長が申しあげましたように、いわゆる住民票がないといけないとかそういった形式的なところというよりも、実態としてどうなんだと、常時耕作できるような位置に居住されているのかどうかといったところですね。この部分については地区農政の方、その他からお話があったと思うんですけども、心配としては複数ございましたので改めて年間どのくらいここにいるのかとか、場合によっては何らかの郵便物の宛先の書いたようなものもご提示いただくとか、ちょっとそこを相手とのヒアリングの中で改めて確認しないといけないところなのかなと思います。ご議論いただいたところから考えますと、主にこの2点のところを再確認しないといけないのかなと思っております。

改めて面談なりしたうえで、来月またもう一度ここでお諮りするということになると思うんですけども、やはりどこまで行っても法に照らしてというところがございますので、そのうえでやはりこの部分が足りてないということであれば、不許可という判断も当然委員会としてはあろうかと思います。ただここでの決定が不服申し立てによってまた違った場に出されるっていうことも想定して、合理的な理由をしっかりとつけていかなければいけないのかなというところがございます。それを踏まえて次回のご議論をいただければなと思いますので、先ほど確認をさせていただきたいと申しあげましたが、不安に思っていて確認をぜひしたいというところは、先ほど私が申し上げました機材、労働力、技術、居住の実態。まずこの4点は確認しようと思ってますけども、これ以外に何か、ここを確認しないと判断できないというものがあればこの場でご提示いただければなと思いますけども、よろしくお願いします。

議長（会長）

課長からあったところでございますが、来月に審議するにはどういう点が必要か、何か補充しておくことはありますか。

安井（勝）
委員

もう一度、この方は本当にこの農地を取得する本当の目的というのは営農計画書に出された内容ときちんと合致しているか、もう一回再確認していただきたいと思うんですよ。本当に耕すために買われたのか、他に目的があるんじゃないのか。そのあたりを営農計画書ではきれいごとを書いているんじゃないのかなという懸念を持っているんですけども。そこをもう一度取得された目的を再確認いただきたいと思います。

安井（正）
委員

買われる土地は農振地域であって、農業しかできない土地なんですよね。それを今言ったみたいに再確認で従事するにあたって向こうの意見はいいことばかり言ったら信用するんですか。それよりもある程度猶予期間をおいてって、なんとかそこら辺のところをなんとかありませんか。

議長（会長）

他に、よろしいですか。

ご心配事のところは非常によくわかります。実際それが許可するにあたっての要件に該当するかどうかというところ、やはり申請書面あるいは書類の中でどう表現いただくかというところ、面談によって信憑性があるのかといったところで、どこまでいっても内心がどうなのかというところまではなかなか審査はしづらいというところは、限界点としてはあるのかなと思います。これは行政庁としての処分ということになりますと、基本的には書面、それから実地と当然両方合わせてやっていくんですけども、申請者の方の人格とか内心のところまでは、なかなか確認というか審査というのはできないというのがございます。ご心配事としてあるのは非常によくわかるんですけども、その内心のところまでの踏み込んだ確認というのは正直なところ難しいのかなと感じております。

ですので、形としてどうしても、もし不許可というようなことになるのであれば、その理由というのを明確にしないといけないということになると、法定要件に対してこれが満たされていないので不許可ですという形を整えていかないといけないと思いますので、要件として可能性として出てきてるのが、先ほど申し上げた2点なのかなと。効率的に利用する要件と、常時従事する要件と、この2点がご心配事にかかわってくる部分なのかなと。ただ一番大きな内心の人格的なところというのは、なかなかこの要件にひっかけてどうなんだというところまで確認をするというのは正直なところ難しいのかなと思っておりますので、その部分だけは申し訳ないですがご理解賜りたいと思います。

面談される方というのがどのメンバーなのかというのが改めて確認をさせていただきたいと思うんですけども、そういったやりとりの中で相手の方との話し方とかそういった部分は改めて打ち合わせのうえ臨んだほうがいいのかと思いますのでよろしくお願いいたします。

実際次に面談なりヒアリングをするメンバーというのは、前回こういった形で徹底をして臨んでいただいたかっていうのは、私不勉強で申し訳ないんですけども、この場で確認をして

いただいたほうがいいのかなと思うんですけども。違う方なのか同じ方なのかそこも含めて確認を。

同じ方でもいいんですけども、その確認だけ改めて。っていうのは来月またメンバーが替わってしまうというのもあるので、そういった方々は来月もご出席していただかないといけないですし、来月までの間の人選と来月のご出席いただく方のメンバーの確認を、委員さんの中でやっていただければなと思うんですが。

議長（会長）

メンバーは事務局で調整してください。

では次にいきます。事務局何かありますか。

農政係長

活動記録についてご報告します。配布資料⑤をご覧ください。

1 ページをご覧くださいませ。こちら農水省から農業委員会の最適化推進活動の推進についての通知の概要でございます。

赤色で示されている部分を見ていただきますと、農業委員会として地域の実情勘案しまして、活動日数を設定することとされております。国の通知ですと月 8 日程度最適化活動を行う日数として設定するよう求められております。

次に 3 ページをご覧ください。

活動の内容につきまして、例としまして左上に記載されているような朝圃場に行く際、ご自身の農地以外の農地の耕作状況を確認すること。また、中段に記載されているような畦道を歩いていたら対面から田んぼを貸したいと頼まれたというような相談を受けたことがあげられています。国の通知ではこのような日常の活動を最適化活動として把握するようと言われております。

最後に 4 ページをご覧ください。

	先ほど申しました日常の活動を活動記録簿に記入するように通知されております。繰り返しにはなりますが、農地利用最適化の活動としまして、日常の活動、ご自身の農地に行くまでの周囲の農地の状況についての無事を確認したこと、また知合いの農家から農地を貸したいなどの相談を受けたことなどがあげられております。 今まで活動記録簿では、総会への参加、審議の案内の現地調査を中心として記録していただいております。今後は日常の農地の見守り活動、農家のお知り合いの方へのお声がけ活動についても、活動記録簿へ記載していただくようお願いをいたしたいと思っております。 今後につきまして、今月と来月で総会において国からの通知の趣旨をまず報告申し上げます。また改めまして総会で活動記録の記載方法ですとか、実施の時期についてご報告した後に実施していただきたいなど予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。
農政係長	もう1点ございます。現地研修の中止についてご報告を申し上げます。 7月に予定をしておりました農業委員会の現地研修につきまして、いまだ新型コロナウイルスの終息がしていない状況から、運営委員会で中止することを確認していただきましたことをご報告申し上げます。以上でございます。
議長（会長）	委員の皆様、それ以外に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 特にないようです。

	それでは、以上をもちまして、令和４年第５回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--	---

閉会（午後４時０４分）